

令和6年12月12日
原子力安全対策課
(06-46)
<15時記者発表>

大飯発電所4号機の第20回定期検査開始について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

大飯発電所4号機（加圧水型軽水炉：定格電気出力118万kW）は、令和6年12月14日から第20回定期検査を実施する。

定期事業者検査^{*}を実施する主な設備は、次のとおりである。

※ 原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）により、新検査制度が導入され、これまで定期検査の中で行われていた検査のうち、原子力規制庁による施設定期検査は廃止された。また、定期事業者検査については事業者の責任が明確化され、原子力規制庁は、「原子力規制検査」として事業者の全ての保安活動を監視することとなった。

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設

1 主要工事等

今回の定期検査では、大型機器や1次系配管等の取替えおよび増改造工事はない。

2 設備の保全対策

(2次系配管の点検)

関西電力㈱の定めた「2次系配管肉厚の管理指針」※に基づき、2次系配管849箇所(主要点検部位:460箇所、その他部位:389箇所)について超音波検査(肉厚測定)を実施する。

※「2次系配管肉厚の管理指針」の点検対象部位2,683箇所
(主要点検部位:1,370箇所、その他部位:1,313箇所)

3 燃料取替計画

燃料集合体全数193体のうち、73体を取り替える予定である。そのうち44体は新燃料集合体である。

4 今後の予定

原子炉起動 : 令和7年2月中旬
臨界・発電再開(調整運転開始) : 令和7年2月下旬
定期検査終了(営業運転再開) : 令和7年3月中旬

問い合わせ先
原子力安全対策課(鈴木)
内線2361・直通0776(20)0315

大飯発電所 4号機 第20回定期検査の作業工程

令和6年12月14日から以下の作業工程で実施する。

